



プレスリリース / PRESS RELEASE

第 7/2568 (Aor. 4) 号
2025 年 1 月 15 日

B0I、LTR ビザの基準を改定し外国人の誘致を強化 タイを世界的な高度人材の拠点へ

内閣は、B0I が提案した長期滞在ビザ（LTR ビザ）の基準改定を承認しました。この改定により、タイでの長期滞在および就労を希望する外国人に向けた規制緩和と利便性の向上を図り、高度人材および世界的な投資家の誘致を促進します。本施策は、タイを世界的な高度人材（タレント）拠点へと発展させることを目的としており、現在、欧州、アメリカ、日本を中心とする 6,000 人以上の外国人が LTR ビザの申請に関心を示しており、申請数は増加傾向にあります。

ナリット・タートサティラサック投資委員会（B0I）事務局長は、2025 年（仏暦 2568 年）1 月 13 日に、内閣が**長期滞在ビザ（Long-Term Resident Visa : LTR ビザ）**の基準改定を承認したことを発表しました。LTR ビザは、高度外国人材の誘致を促進するためのタイの重要な施策の一つです。これは、地政学的な問題の深刻化により世界的な投資拠点の移転が加速している潮流と一致しています。それに加えて、各地域でのビジネス機会が拡大していることに伴い、高度外国人材の移住や長期滞在が活発化していることにも起因しています。このような状況の中、タイは世界中の投資家や高度人材にとって有力な投資・移住先の一つとなっています。この高度外国人材を呼び込むことで、国内ビジネスの成長を促進し、外国人の消費支出が各産業に波及するだけでなく、技術・知識の移転が進み、タイの国際競争力が向上することが期待されています。さらに、この施策により、タイを世界的な高度人材の拠点へと押し上げることを目指しています。

LTR ビザは、タイ政府が B0I を主管機関とした特別な長期滞在ビザであり、1) 高度な専門スキルを持つ人材（Highly Skilled Professionals）、2) タイを拠点に海外企業でリモートワークを行う専門職（Work-from-Thailand Professionals）、3) 高所得者層（Wealthy Global Citizen）、4) 富裕層退職者（Wealthy Pensioners）の 4 つのカテゴリーに分類される高度外国人材を誘致することを目的としています。これらの

対象者およびその帯同家族は、最長 10 年間のタイ滞在が許可され、出入国の回数に制限はありません。また、就労も許可され、特に高度な専門スキルを持つ人材については所得税率が 17%に軽減されます。さらに、タイ入国管理局への滞在報告義務も 90 日ごとから年 1 回へと緩和され、外国人にとってより利便性の高い環境が整備されています。

今回の LTR ビザの基準改定は、外国商工会議所との協議を経て調整され、ピチャイ・チュンハワチラ副首相兼財務大臣が議長を務める経済・投資促進のための高度外国人材誘致推進委員会の承認を受けた後、閣議に提出されました。今回の改定の主な内容は以下のとおりです。

1) 高度な専門スキルを持つ人材の対象業種を拡大

高等教育機関や職業教育機関の教員を対象に追加することで、タイ国内の人材育成を促進し、競争力を強化します。

2) 高度な専門スキルを持つ人材およびタイを拠点に海外企業でリモートワークを行う専門職の実務経験要件を撤廃

これまで求められていた実務経験の要件を廃止し、最低所得基準、学歴、対象産業での勤務、海外雇用主の安定性などの基準により、応募者の能力や適性を評価します。これにより、要件の重複を解消し、LTR ビザの対象を拡大し、制度の魅力を向上させます。

3) タイを拠点に海外企業でリモートワークを行う専門職の雇用主に関する収益基準を緩和

これまで、雇用主である海外企業には直近 3 年間の年間最低収益が 1 億 5000 万米ドル以上という条件が課されていましたが、この基準を 5000 万米ドルに引き下げます。さらに、親会社の年間収益が 5000 万米ドル以上である場合、その子会社も対象となるように適用範囲を拡大します。これにより、大手多国籍企業だけでなく、成長中の企業に勤務する高度人材も LTR ビザの対象となります。特に、タイ国内で不足しているデジタルテクノロジー分野の専門家の受け入れを促進します。

4) 高所得者層の所得要件を撤廃

これまで年間所得 8 万米ドル以上という条件が課されていましたが、これを廃止し、これに代わり最低 50 万米ドル以上の安定した資産やタイ国内での長期投資を重視する方針に変更します。この改定は、タイへの投資促進を目的とした政策目標と整合性を持たせるためのものであり、より多くの外国人富裕層のタイへの投資を促進することを目的としています。

5) 帯同家族の対象範囲を拡大

これまでLTRビザで帯同が認められていたのは配偶者および実子のみでしたが、新たに両親や扶養家族も対象に追加し、帯同者の人数制限も撤廃します。これは、他のビザ制度と同様に、家族と共にタイに長期滞在したい外国人の受け入れを促進するための措置であり、帯同家族の消費活動を促進し、国内経済を活性化させる効果も期待されています。

現在、BOIは世界各国の高度外国人材6,000人以上に対し、LTRビザを承認しています。最も多いのは欧州出身者(2,500人)で、次いで米国(1,080人)、日本(610人)、中国(340人)、インド(280人)の順となっています。

“BOIは全投資規模、タイと外国の両者を投資奨励する”

